

審議事項2 審議会におけるデザインの調整方法について

1 経緯

今回の審議会では、横浜市屋外広告物条例（以下、「市条例」という。）第19条許可の特例において、デザインマンホールや照明塔など当初許可した内容に加えて増設するケースが生じています。

このため、屋外広告物審議会の中でも軽微なデザイン面での調整に特化して審議を行うデザイン審査部会（仮）を新たに設けることを検討していきたいと考えています。なお、この部会での結果は、直近で開催される審議会に報告する方法で事後承認を得る方法を事務局では検討しています。

2 デザイン審査部会（仮）での取り扱い内容

当初の許可内容が変わらない場合、機動的に制度運用ができ、デザイン調整を行える方法が必要なため、一度、審議会にて特例許可を得た案件は、増設や軽微なデザイン変更などについてデザイン審査部会で取り扱います。

その他、禁止区域における展望不可案件や横浜サインガイドラインについても必要に応じて取り扱います。

具体例：照明塔の増設、デザインマンホールの増設

3 デザイン審査部会（仮称）

審議会委員から審査部会メンバーを3名程度選定します。

4 今後の予定

平成26年7～8月 審査部会のメンバー選定

平成26年9～10月 審査方法の検討

平成26年 11月 第54回審議会にて方法等含め承認

【参考】

横浜市屋外広告物条例施行規則

(部会)

第 33 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、前 2 条中「審議会」とあるのは「部会」と、第 31 条第 1 項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第 31 条第 2 項から第 4 項までの規定中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

報告事項

報告 1 山下公園通り沿いの屋上看板の架け替え工事について

現在、山下公園通りに面するホテル、ニューグランドで耐震改修工事とあわせて、屋上看板の架け替えを予定しています。

この地区では景観計画により山下公園通りに面する位置には屋上看板の設置が原則として禁止されていますが、この建物が横浜市認定歴史的建造物であり屋上看板も全く同じ形で復元を行うことから、市長が特に認めるものとして、看板の設置を認めることとします。なお、夜間照明は、オイルショックの昭和 48 年以降消灯していましたが、今回の復元を機に点灯させます。

報告 2 禁止地域における展望不可案件について

当条例では、広告物等を掲出できない地域（禁止区域等）を定めており、その一つに道路・鉄道に係る指定地域があります。指定地域内でも、道路・鉄道から見えない場合については、許可することとしておりますが、第 50 回審議会（平成 25 年 7 月開催）において必要に応じてデザイン調整を行うこととしています。平成 26 年 1 月から 6 月までの間で申請があった 3 件についてご報告します。

- ・ 旭区さちが丘 広告板（保土ヶ谷バイパスから 500m 以内）
- ・ 青葉区市ケ尾町 壁面広告（東名高速から 500m 以内）

報告 3 平成 26 年度の横浜サインの取組について

平成 26 年 3 月 1 日に行った第 1 回横浜サイン・フォーラムで発表した新しい取組である「横浜サイン」については、今年度から取組みを本格化させます。今年度の主な取り組み（案）について紹介します。

第 53 回横浜市屋外広告物審議会 説明資料

報告 1 山下公園通り沿いの屋上看板の架け替え工事について

【参考情報】 ホテルニューグランド本館屋上看板について

- (1) ホテルニューグランドの営業報告書および減価償却明細書によれば『1964年12月1日』付で『広告用のもの(屋外ネオンサイン)(本館)』を取得した記録があり、1964年6月1日～1964年11月30日の間にネオン付きの看板が設置されたことが確認されている。また、ヒアリングによれば、第一次オイルショックを契機にネオンの点灯を中止したとされている。
- (2) 当該看板は、第1回東京オリンピックを目標に設置されており、既に50年近い年月の間、山下公園の景観の一部となり続けてきた。また、横浜港に入る船舶からは正面に当該看板が見えると言われている。
- (3) 今回の改修工事では、看板を一旦撤去するものの、鉄骨下地については既存と同様の部材および形状で製作すると同時に、箱文字も同形状・同寸法・同色で復元される計画である。また、再設置も現在と同じ位置になされる。従って、改修工事後も以前と意匠の変更はない。
- (4) 当該建物は、平成4年4月に横浜市認定歴史的建造物に指定されており、正面外観および内部の一部が保全部位となっている。また、今年度に看板も保全部位として対象範囲に追加される予定となっている。
- (5) 看板照明の点灯時間は、「夏:18時頃～24時頃、冬:17時頃～24時頃」を予定している。

上記(1)～(4)の理由により、戦後設置された山下公園側の屋上看板についても、外観と一体となって歴史的価値を形成しているものであり、横浜の魅力的な景観形成に寄与し周辺環境と調和していると考えられる。

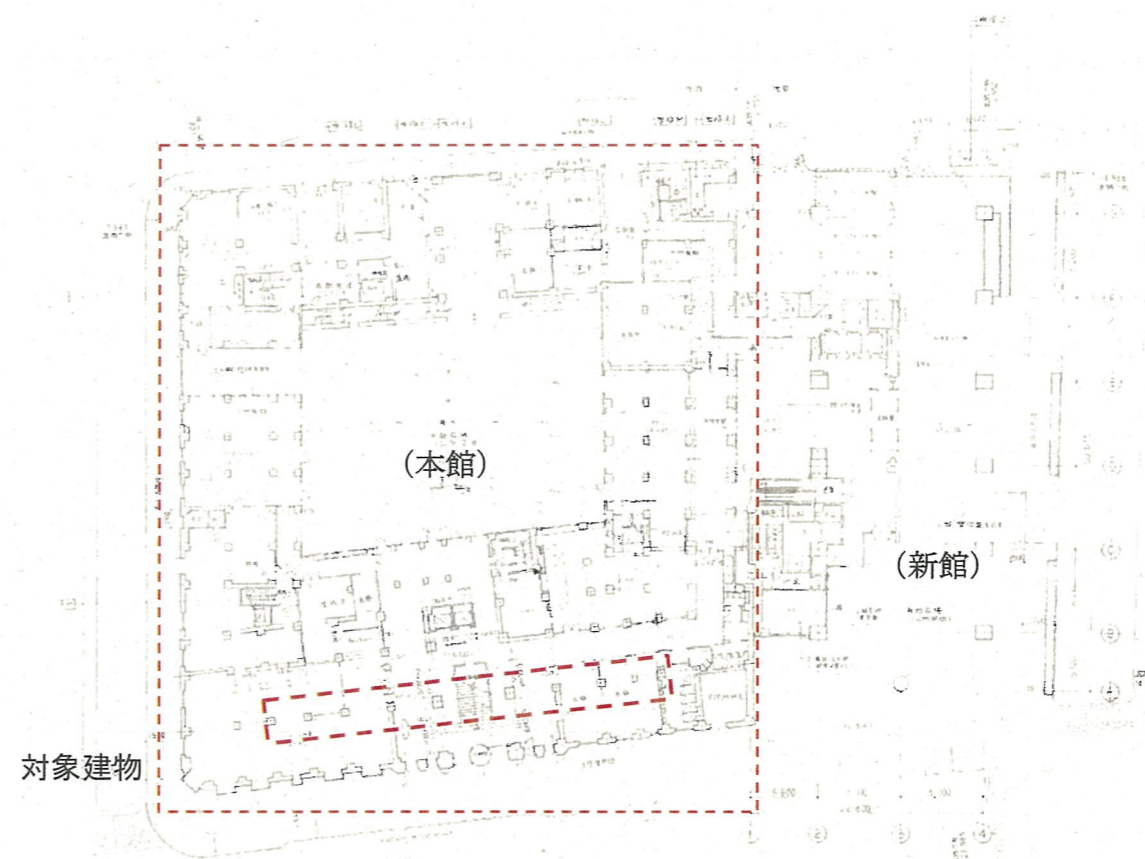
ホテルニューグランド本館 看板下地更新工事

清水建設株式会社

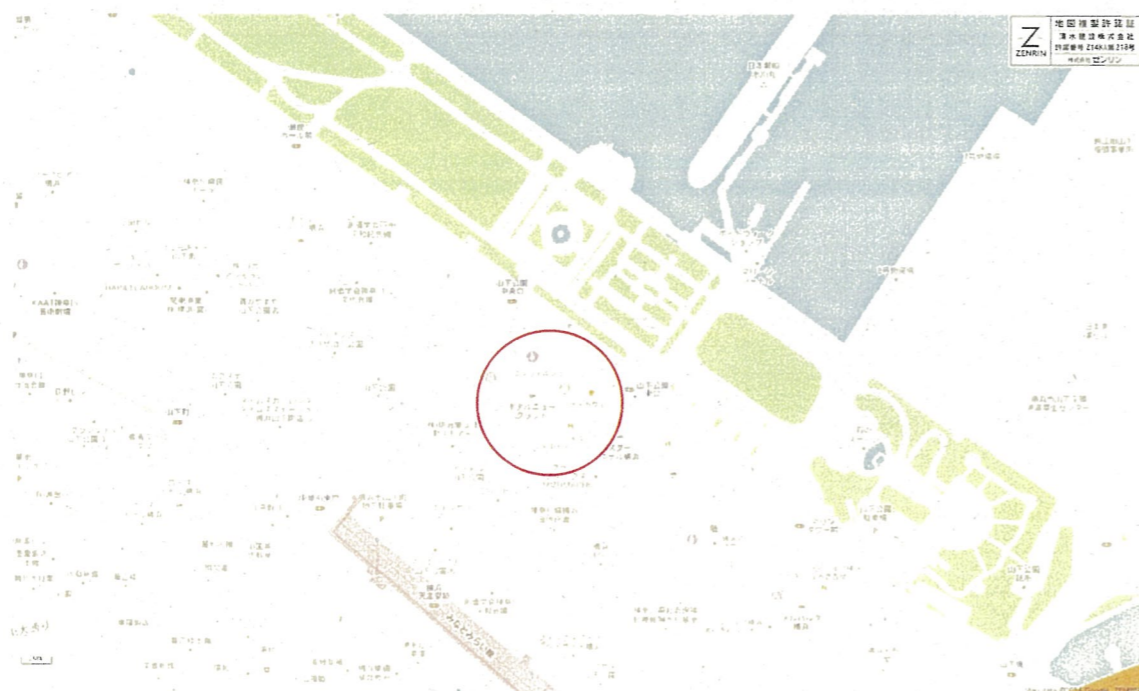
2014.6.30



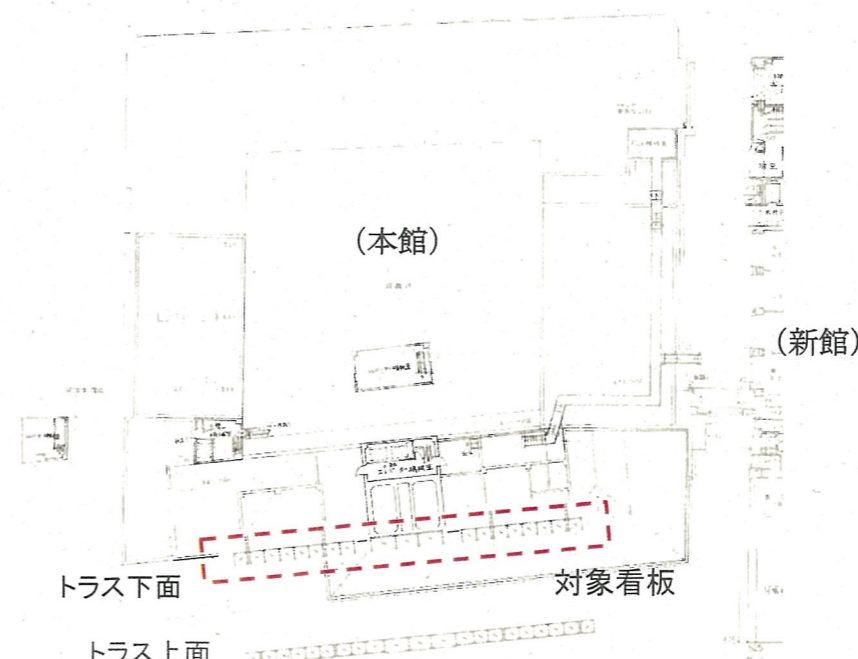
広域案内図



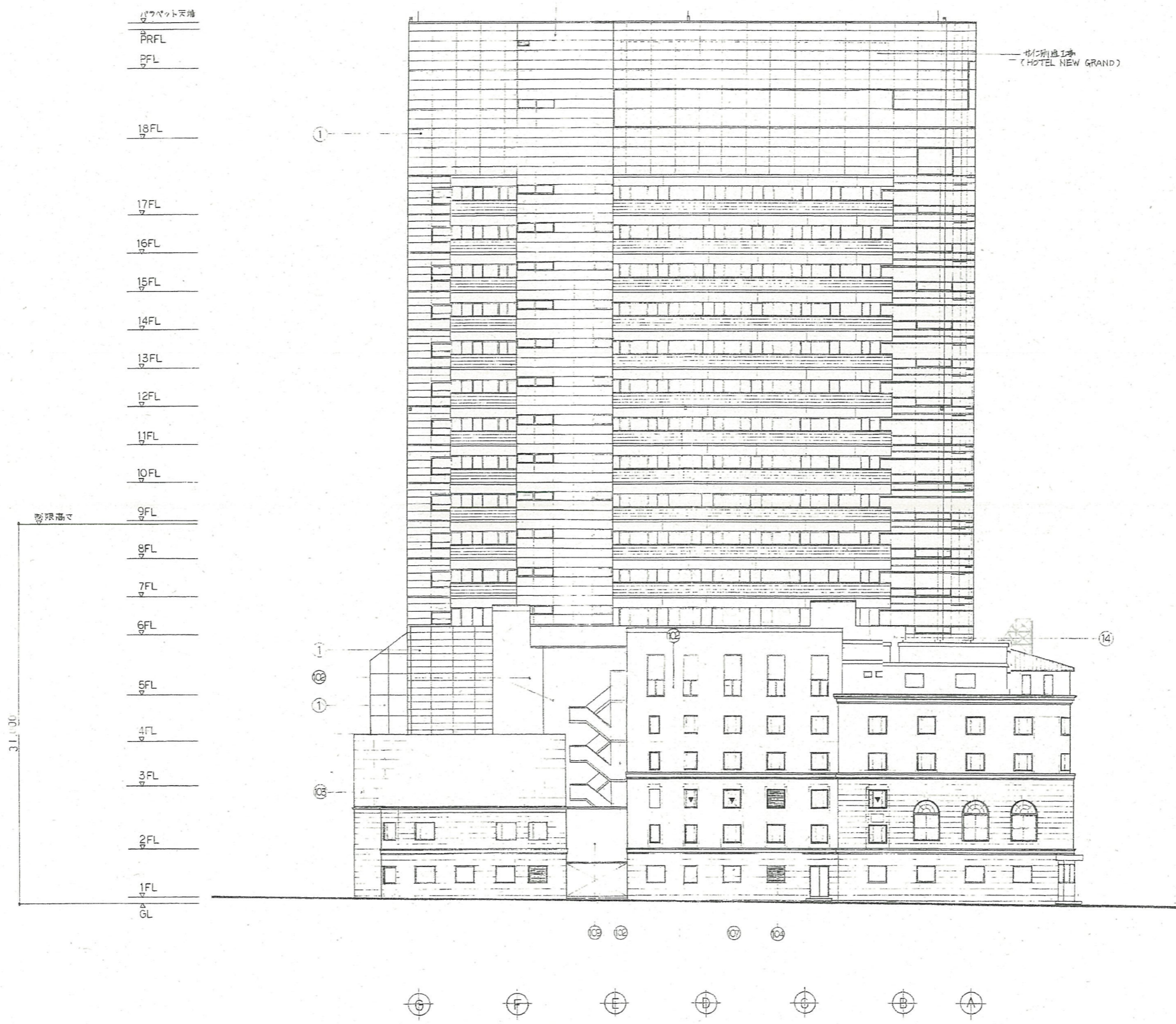
配置図・1階平面図



周辺案内図



屋上階平面図



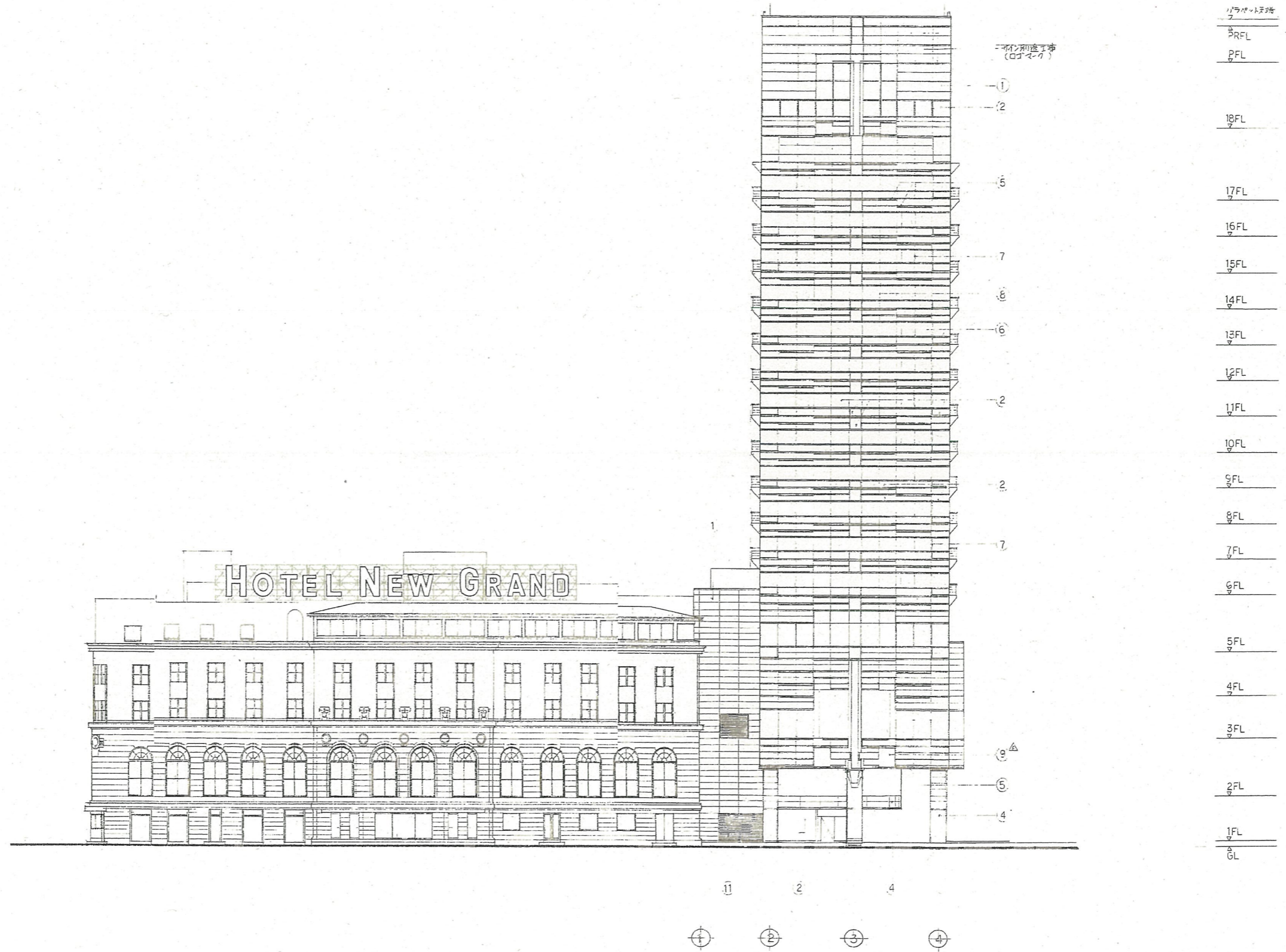




写真 3



写真 4



写真 5



写真 2



写真 6



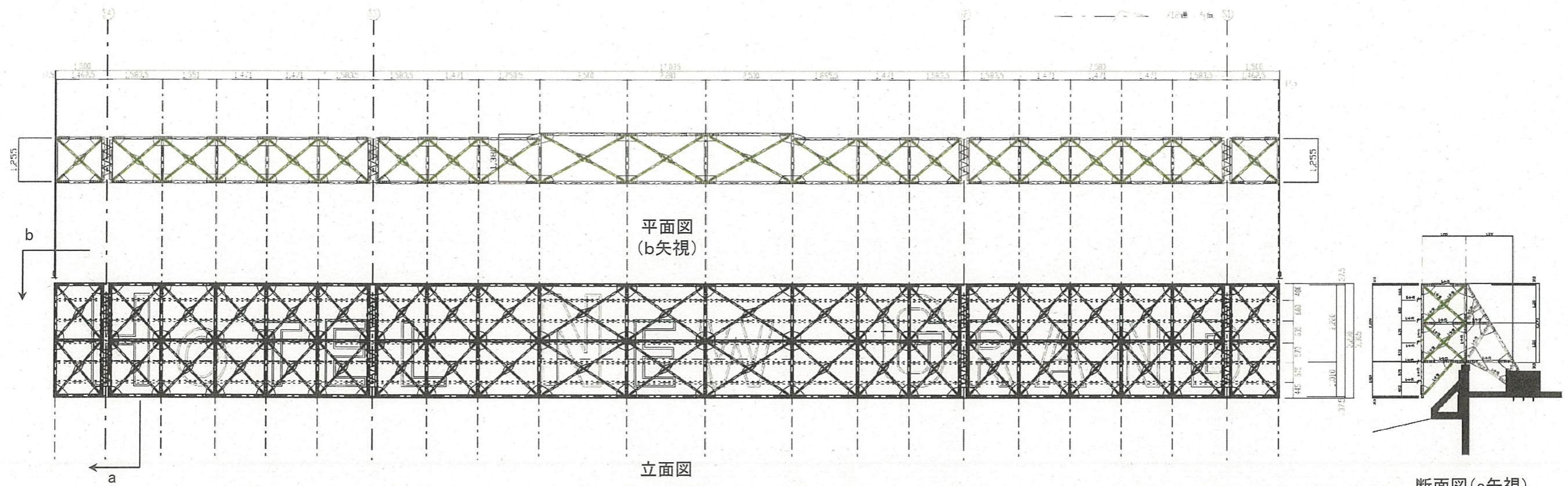
写真 1



写真案内図



写真 7



看板および下地鉄骨詳細図



看板(文字)外観



看板(文字)詳細
(文字は白色、縁は青色)



鉄骨下地外観



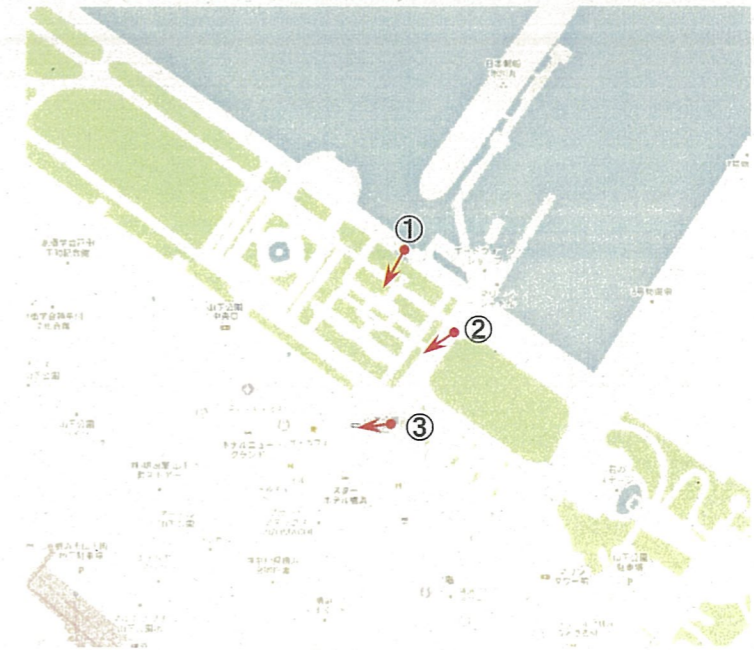
写真 1



写真 2



写真 3



写真案内図

(注) 照明器具の選定が未確定のため、点灯範囲・色・明るさなどは変更の可能性があります。

第 53 回横浜市屋外広告物審議会 説明資料
報告 3 平成 26 年度の横浜サインの取り組みについて

平成26年度の横浜サインの取組（案）について

平成26年度の横浜サインの取り組みは、横浜サインについての認識を事業者や市民と共有しながら、実際の横浜サインの事例づくりを進めていきます。また横浜サインの具体的な指針となるガイドラインの策定を行うための基礎資料の収集を行います。

| | | |
|---|---|--|
| <p>【広報・普及】H26.9.6-7 横浜サイン2014パネル展 横浜市内の魅力的な屋外広告物を集め、写真展を開催します。 対象：市民 場所：新都市プラザ（横浜そごう入口）</p> | <p>【深める】H27.3.1 第2回横浜サイン・フォーラム 魅力的なサインを増やすための方策や横浜サインの今後の取組について議論します。 対象：事業者・市民 場所：ヨコハマ創造都市センター</p> | <p>【調査】横浜サイン・ガイドライン 横浜サインを分かり易く伝えるため、横浜サインについてのガイドラインを平成26年度及び27年度の2ヶ年で策定します。平成26年度は横浜サインの候補事例を収集して分類や分析を行います。また、広告物の安全性の確保などについて情報を収集します。</p> |
|---|---|--|

| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|----|----|------|-----|--------|-----|----|-----|-----------------|
| 第1回官民合同勉強会 | | | パネル展 | | 街歩き審議会 | | | 審議会 | フォーラム 横浜マラソン |

| | | |
|--|--|---|
| <p>【連携】デザイン力の向上 屋外広告物業界団体との官民合同勉強会の開催（H26.6.16） デザイン力向上、安全性の勉強 対象：業界関係者、県内自治体 場所：横浜ワールドポーターズ</p> | <p>【連携】横浜マラソン 平成27年3月15日に開催される横浜マラソンとの連携を検討します。 この大会で使用される告知看板や注意看板等の制作にデザインの工夫を行うよう要請します。</p> | <p>【広報・普及・連携】街歩き 屋外広告物が街の中で果たす役割について共通認識を持つため、関係者で街歩きを行い、その後に意見交換を行います。 対象：地元商店会、地域住民、 屋外広告物業界団体等</p> |
|--|--|---|